平成２１年（フ）第５９８号
群馬県前橋市幸塚町196番地８　桃木ハイツ102号
債務者　若井　克也
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９９号
群馬県伊勢崎市福島町332番地25
債務者　島田　豊幸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０３号
群馬県前橋市青葉町７番地３　ヴェルジェ105号
債務者　武　　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
群馬県前橋市稲荷新田町206番地２
債務者　湯淺　　博
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０７号
群馬県伊勢崎市太田町933番地３
債務者　上岡　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１０号
群馬県伊勢崎市境保泉1223番地１、住民票上の住所群馬県伊勢崎市境下渕名2702番地１
債務者　真下　由香
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１２号
群馬県前橋市南町４丁目51番地５　コーポラス小池102号
債務者　吉沢　忠美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６１４号
群馬県渋川市赤城町敷島436番地
債務者　狩野　昭一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４６７号
埼玉県児玉郡上里町大字黛64番地13
債務者　小堀　敦子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８２号
静岡県沼津市大岡3382番地の４　小林団地Ｃ２棟202
債務者　近藤　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
静岡県沼津市大岡3382番地の４　小林団地Ｃ２棟202
債務者　近藤　　優
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
福岡県行橋市南大橋３丁目13番56号川島団地２―56号
債務者　小見　寿樹
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２８４７号
札幌市白石区栄通12丁目３番10―301号
債務者　高橋美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４５号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３号　ダイアナ南山鼻ヒルズⅡＡ―403号室、住民票上の住所札幌市北区篠路２条４丁目７番23号オートランド三輪２Ｆ
債務者　中川　健一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０３号
札幌市中央区南７条西２丁目２番地　くぼたビル701号
債務者　逢見　信行
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４３号
北海道北広島市大曲末広３丁目７番地12
債務者　山本　大樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３０５号
札幌市東区東苗穂７条２丁目２番４―404号
債務者　吉川　真美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部